

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 恵庭市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.9%
全職員	68.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	95.7%
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.0%
31～35年	91.3%
26～30年	91.6%
21～25年	89.2%
16～20年	85.0%
11～15年	87.4%
6～10年	86.9%
1～5年	98.5%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、雇用期間が12カ月未満の者は対象から除く。パートタイム会計年度任用職員については、週29時間勤務以外の者は対象から除く。
- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」・「本庁課長相当職」区分については、女性職員無し。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。